

境商工発第27号
令和8年4月13日

会員 各位

境町商工会
会長 齊藤 哲生
境町商工会建設業部会
部会長 生井 宏和
<公印省略>

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育の開催について

(古河市商工会・五霞町商工会・八千代町商工会との共催)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力により、標記教育を下記により実施いたします。

厚生労働省より、刈払機を取扱う作業に従事する者に対しては、通達(平成12年2月16日付基発第66号)により、安全衛生教育(特別教育に準じる教育)を実施しなければならないとされており、国・地方公共団体等が発注する道路、河川の維持委託業務を行う作業者には必須の教育となっております。

つきましては、下記事項にご留意の上、お申込みいただきたくご案内申し上げます。

記

- 1、期 日 令和8年6月1日(月) 午前8時30分～ (受付を8:20までに済ませてください)
*遅刻は一切認められませんので、余裕を持って早めに受付を済ませて下さい。
- 2、会 場 古河市商工会 三和事務所 (古河市仁連2053-1)
- 3、定 員 40名 (古河市・五霞町・八千代町商工会との共催で40名の定員となります)
※定員となり次第締め切りとなります。
また、10名に満たない場合は、中止となることがありますので、ご了承ください。
- 4、受講対象者 受講日現在で満18歳に達していること
- 5、受講料 9,000円 ※テキストは当日無料貸出
(注) 受講料は安全衛生推進会に納付するため理由のいかんに関わらず返金できませんのでご注意下さい。
- 6、講習内容

	科目	講習時間
学 科	オリエンテーション	8:30～8:40 (10分)
	刈払機に関する知識	8:40～9:40 (1時間)
	刈払機を使用する作業に関する知識	9:50～10:50 (1時間)
	刈払機の点検及び整備に関する知識	11:00～11:30 (30分)
	振動障害及びその予防に関する知識	12:20～14:20 (2時間)
	関係法令	14:30～15:00 (30分)
実技	刈払機の作業等	15:00～16:00 (1時間)
	修了証交付(終了予定16:00頃)	合計 6時間

7、受講申込方法

下記書類を準備いただき、境町商工会までお申し込みください。

- ①受講申込書（商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード）
- ②受講料
- ③証明写真・1枚（縦3cm×横2.4cm・裏面に氏名を記入したもの）
※3か月以内に撮影した上三分身、正面（帽子及びサングラス不可）
- ④本人確認書類の写し …運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等
（外国籍の方は、特別永住者証明書または在留カード）

8、修了証の交付

全科目修了者には「刈払機取扱作業者」修了証を即日交付します。

9、携行品 実技のできる服装（作業服、ヘルメット、雨具（雨天時））

10、注意事項、その他

- ・日本語のテキストに沿った講義及び学科試験を行いますので、その内容に対応（理解、読み書き等）できる方が対象となります。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません（写真は、両面テープを推奨）。
- ・受講票、テキストは受付会場でお渡しします。
- ・記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- ・遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- ・昼食は各自ご用意して下さい。
- ・講習中はスマートフォン・携帯電話の使用は出来ませんので電源を切るか、マナーモードにして下さい。

11、お問合せ先 境町商工会 TEL 0280-87-0380（担当：野本・松本）